

第15回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年12月24日(火)
印西市役所 4階 41会議室

開 会 14時

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍聴者 なし

事務局 委員の皆様には、ご出席をいただきありがとうございます。ただ今から、第15回補助金等評価委員会を開会いたします。本日の会議が最後の会議となります。本日は、あらかじめ郵送させていただきました補助金等の評価結果報告書案をたたき台として、委員会としての意見を取りまとめたいと考えております。それでは、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしく願いいたします。

委員長 それでは、会議を始めたいと思います。報告書案は、事務局からあらかじめ配付していただいたので、目を通していただいたと思います。順番にご意見、指摘事項、質問がありましたらお願いします。はじめに総論の部分に限ってお願いします。

事務局 事務局から訂正事項がありますので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

事務局 はじめに1ページの上から6行目「自主財源の確保」とありますが、正しくは「歳出経費の抑制」となります。補助金の整理合理化につきましては、第4次印西市行政改革実施計画の「歳出経費の抑制」のところに記載されております。それから、次の行で、「平成21年度」となっておりますが、正しくは「平成20年度」でございます。前回補助金等を評価したのは平成20年度でございました。次に、8ページから10ページの文章の表現でございますが、文章の最後の表現が「行うこと。」「努めること。」という表現と「べきである。」という表現が混在しておりますので、事務局としては「べきである。」という表現に統一したいと考えております。次に9ページ

の6食糧費の取り扱いのところですが、文章のつながりを考慮し、「明文により」を削ります。また、文章の最後の表現が「明文化すること。」となっておりますが「明文化すべきである。」と改めたいと考えております。次に7スクリーン制度の継続・強化の中で(1)の最後の表現を「明らかにすべきである。」に修正したいと思います。次に(2)の最初の部分の「(1)の場合において」となっているのを「補助効果については」と修正したいと思います。(3)の「財政課」となっていますが、「財政課等の第三者的立場にある課」としたいと思います。10ページの8に「また、同様の観点から補助金等を受ける団体の役員には、市の関係者は就かないようにすべきである。」と書かれています。これは、市の職員を想定していますが、議会議員のことが書かれておりません。したがって、1文を加えたと思います。内容としましては、「議会議員についても、予算を審査する立場にあるので、被補助団体の役員就かないようにすべきである。」としたいと思います。以上です。

委員 実際に被補助団体の役員に就いている議会議員は、いますか。

事務局 例えば町内会長になっている議会議員は、おります。

委員 9ページをお願いします。5の自助努力のところですが、文章の最後「対策をるべきである。」となっております。「対策をとるべきである。」が正しいのではないですか。「と」が抜けています。

事務局 はい。そのとおりです。修正します。

委員 8ページ7の総括の(6)ですが、評価が分かれた補助金等が19件となっておりますが、この内容は、縮小と廃止というように意見が分かれた場合を意味していますか。

事務局 そうです。

委員 (1)から(5)までは、拡大であるとか廃止であるとか、はっきりと書かれています。が、(6)は、評価が分かれたという表現になっています。この表現ですとその内容がはっきりしません。

委員長 私も考えましたが、(6)の内容は、複雑になっています。組み合わせが多く、また少数意見もあるので、すべて表現するのは、困難ではないでしょうか。

委員 二つの意見があった場合でも多数だった意見があるので、そこを表現しなくともよいのでしょうか。

委員長 ここは、単に件数を示しているところであると理解していただいて、詳しい評価内

容については、各補助金の評価内容を見ていただくということで良いのではないのでしょうか。また、現状維持と評価した補助金であっても、制度の見直し等を求めている補助金もあるので、詳しくは、個々の評価内容を見ていただくしかないと思います。

事務局 補助金の評価内容の中には、委員の意見がすべて違っているものもございました。したがって、総括の部分に評価内容をすべて記載することは、困難なものと考えております。

委員長 前回の補助金等評価委員会の報告書においても、結論を重視していませんでした。理屈を重視していました。無理にすべての結論を記載しなくともよいと思います。

委員 今、議論されている評価結果内容の下の部分に「上記の結果から、現状維持で継続すべきと評価された補助金等以外のものについては、何らかの見直しが必要であるものと考えられる。」という表現がありますが、この表現は、変更が必要であると思います。現状維持でも見直しが必要な補助金は、たくさんあります。市の担当課は、すべての補助金の適正性、必要性、その効果等についての検討を今一度、これを機会にすべきであると思います。この部分は、すべての補助金等の見直しが必要である旨の表現にしていかがでしょうか。次に、「また、短時間で評価を行ったため、必ずしも各補助金等の実態解明が十分とは言えない。」という表現がありますが、これと似た表現が1ページの「はじめに」もあります。重複しているので削除してよいのでしょうか。

委員長 わかりました。すべての補助金等について見直しが必要である旨の評価内容とします。また、「また、短時間で評価を行ったため、必ずしも各補助金等の実態解明が十分とは言えない。」という表現については、削ることとします。よろしいでしょうか。

(他の委員からの異議なし。)

委員長 他に何かございますか。

委員 2の補助金等交付の適正性及び透明性の確保のところですが、ここには、「不正行為を防止するための措置を講ずる」という表現を入れるべきではないのでしょうか。現実には不正行為があったので、委員会の意見として表現すべきであると思います。次に、合併して施設が重複しているとか、様々な重複しているものを排除するという観点で、市の補助金等を評価しなくてよいのでしょうか。

委員長 合併後、補助金等は、一本化されています。今回は、一本化された後の補助金等の評価を行ったものです。

委員 今回の評価は、合併効果まで勘案して評価したものでしょうか。

委員長 補助金等によって補助率にかなりの差がありました。これは、市村によって補助率が違っていたことが理由であると考えられます。補助率の統一等については、今回の評価では、あまり触れてはいませんが。

委員 補助率の見直し等、補助金等の効率化を図るべき旨の表現は、必要ないでしょうか。

事務局 合併時の各補助金の調整につきましては、3市村に同じ補助金等があった場合は、最も高い市村の補助率に統一しております。

委員 合併で対象経費と補助率が大きく変わった補助金等があると思います。7総括の3補助対象経費と補助率のところに表現すべきでは、ないでしょうか。合併後3年を経過しているので合併協議の際の合意事項も見直しをしてもよいと思います。補助率及び対象経費の見直しをすべきであると思います。

委員長 それでは、「合併後一定の年数を経ているので、この機会に補助率等の在り方について抜本的に見直すべきである。」という表現を入れることとします。いかがですか。

(他の委員からの異議なし。)

事務局 それでは、7総括の3補助対象経費と補助率のところでございますが、(2)の次に(3)としまして「合併後一定の年数を経ているので、この機会に補助率等の在り方について抜本的に見直すべきである。」という表現を追加したいと思います。

委員 2ページの補助金等交付基準ですが、あらかじめお示しいただいているものですか。

事務局 第1回の会議の際にお配りした資料に含まれております。市が作成しております「印西市における補助金等の在り方」から抜粋したものでございます。

委員 この補助金等交付基準に照らして今回の報告書案を見ると総括の部分は、書きすぎと感じます。補助金等交付基準には、補助金等を団体運営補助金等、事業振興等奨励補助金等、保護目的補助金等、事務事業委託的補助金等及びその他奨励事業補助金等の5つに分類していて、団体運営に対する補助を認めています。これに対して、この報告書案の総括の4「事業補助の徹底」では、団体補助を認めない旨の記載があります。ここの表現は、厳しすぎるのではないのでしょうか。団体を育てるための補助金があってもいいのではないのでしょうか。また、食糧費は、認めないこととしていますが、

団体の性質によっては認めていい場合もあるのではないかと思います。

委員 各補助金を評価する際に団体運営補助金等、事業振興等奨励補助金等、保護目的補助金等、事務事業委託的補助金等及びその他奨励事業補助金等に分類した後にヒアリングを行っていただければ、違う評価結果になった補助金等があったと思います。しかし、実際に分類を行った場合に補助金等と整合性がとれているのか疑問に思います。すべての補助金等がこの分類に当てはまらないと思います。2つの分類に該当するような曖昧な補助金等もあると思いますが、各補助金をあらかじめ分類しておけば、よりよい議論が出来たのかもしれない。

委員 例えば体育協会は、なくてはならない団体であると思います。この体育協会に交付している補助金は、事業を行うための補助金と団体を運営していくための補助金の両方の性格を持っていると思います。これは、基礎的なものを維持するための補助金と事業を実施するための補助金に該当すると思います。

委員 担当課は、所管している補助金等がどの分類に該当しているのかを、しっかりと認識する必要があると思います。次回補助金等評価委員会を設立して補助金等の評価を行う場合は、補助金等の調書に補助金の分類を記載した方がよいと思います。

委員 4ページをお願いします。第4の(3)ですが、「第7に掲げる補助金等」とありますが第7とは、どこですか。

事務局 補助基準から抜粋している関係で整合がとれておりません。「第7に掲げる」を削りたいと思います。

委員 わかりました。

委員長 確認ですが、9ページの4と6は、削除ということによろしいですか。

委員 削除をする必要は、ないと思います。

事務局 4では「事業補助の徹底」となっていますが「徹底」という表現を変更しては、どうでしょうか。

委員長 4については、「団体補助を止め」という表現を削除して「事業補助を中心に」という表現にしては、どうでしょうか。

委員 団体育成型の補助金については、否定はしないことも表現していければと思います。

委員 「団体が自立するまでの間」という表現を入れればよいのでは、ないでしょうか。自立後は、事業補助のみとすることとすればよいと思います。

委員 必ずしもすべての団体が事業補助のみに切り替えられないと思いますが。

委員 事業があって、それを推進する団体があるのだから、団体が存在するためだけの補助金は、あり得ないのではないのでしょうか。事業を行うための団体育成だと思えます。必要のない事業であれば団体も必要ないと思えます。

委員長 団体の事業内容を考慮せずに一律に補助金を交付することは、不適切だと思います。事業を行うことが前提で、そのために団体が存在すると思えます。そして、その事業を行うに当たっては、自主財源をどれだけ用意できるのか。それによって補助額も変わってくるものだと思います。連合会のような団体に補助金を交付して、その連合会から単位団体に更に補助金を交付している事例がありましたが、これでは、市が単位団体での補助金の使途の把握が出来ないような状況になってしまいます。この様な団体補助は、適切でないと思えます。また、事業費補助であっても団体の運営経費に対しての補助が含まれることは、あると思えます。団体育成型という言葉自体が適切でないと思えます。事業を行うために団体に対して補助するのであって、最終的な目的は、事業を効率よく行うことにあると思えます。

委員 団体を育成するための補助金があるのであれば、団体の運営に対して補助をしてもよいのではないのでしょうか。また、現在、町内会等に補助金を交付していますが、これは、町内会等の運営の為の補助金となっているように感じます。団体を維持するための補助金であると感じます。運営補助金を認めてしまうと歯止めがなくなり、何にでも補助金が交付されてしまうことになってしまいます。

委員 何のために団体を維持するのか。そこを明確にしなければ、補助金を交付する理由がなくなってしまいます。今、例として町内会等が出ていましたが、町内会等が行っていることを事業ではなく運営であると捉えると育成に該当しないと考えるのではなく、自治組織が自ら行うことは、事業として捉えていいと思えます。ですから、町内会等に交付している補助金は、事業の達成を促す育成型の補助金と捉えるべきであると思えます。

委員長 団体が事業を行うためにどれだけ経費がかかるのかを考えなくてはならないと思えます。

委員 会議費や事務費が補助対象となっている被補助団体があります。現実的には、市は、

運営費を補助対象経費と認めていると思います。

委員長 必要な経費に対して、自己負担をどのくらいしているのか。そしてどのくらい不足しているのか。それによって補助額が決まってくるのだと思います。

委員 たとえば、防犯組合の補助金も運営費的なものとなっているように感じます。

委員 防犯は、そもそも行政が行うべきことだと思います。それを市民に行ってもらっているわけです。この様な部類の補助金は、運営についても補助する理由があると思います。

委員 市の本来業務であれば、会費を徴収するのは、おかしくありませんか。

委員 アメリカの地方自治の成り立ちは、地域の人々が集まって防犯活動等地域にとって有益な活動を行う中で人々が集まり、そして人々の集合体が成立していき、それが市になっていったと思います。それが自治だと思います。ですから自己負担、受益者負担が発生することになる。日本の場合は、はじめにお上があって、お上ですべて対応できないので自治組織に出来ることをやってもらう。そのために補助金が必要になる。という成り立ちであると考えています。ですから、地域にとって有益なことを地域で一部負担することは、おかしくないと思います。

委員 防犯組合は、警察に協力する活動が多いと思います。会費を集めて活動し、やがて独立するような団体では、そもそもないと思います。

委員長 会費の徴収というよりも、労務提供とであると思います。いわゆるボランティア活動ですね。

委員 そうすると、その様な団体については、いずれ独立するということを想定していないと思うのですが。

委員 その様な団体もあると思います。ですから、先程も申し上げましたが、市の示している5つの分類にすべての補助金がぴったりと当てはまらないと思います。行政が効率的に事業を行えるよう補助金を利用している面があると思います。

委員 そうしますと、団体に対して自立を求めただけでなく、団体に対する運営補助についても考慮しなければいけないのではないのでしょうか。それが現実になっているのではないのでしょうか。

委員 私は、この報告書には、補助金を交付する際の原則を記載していると認識しています。ですから、例外もあってよいと思います。

委員長 補助金があるから事業を行っているような団体は、不適切であって、適切な交付理由があるのであれば、団体育成型であっても団体運営型であっても、良いと思います。

委員 今回は、補助金があるから事業を行っているような団体については、廃止の評価を行ったものと思います。

委員 例えば、障害者団体は、あまり事業を行っていません。運営に対して補助をしているように感じます。組織率も低下していますが、障害者の声を集める必要があるから市は、補助しているように感じます。

委員 障害者団体の望ましい姿は、同じ境遇の方々が集まって、様々な議論をして市に対して要望をしたり、市と協力して事業を行うようになることだと思います。その様に団体が育っていくことを理想としているのだと思います。

委員 そういった観点からすると団体育成型と考えられますね。

委員長 被補助団体は、必要経費や事業内容をきちんと整理して市に要望していかなければ、団体補助とされてしまうと思います。補助金の必要性が低いものと判断されてしまうと思います。

事務局 市の施策補完型に該当していると考えています。市が行う施策を補助してくれる団体に対して補助金を交付しているものであると認識しています。PTA、防犯組合、町内会などは、自立するまでの間ということではなく、市が行う施策と一緒に行動する団体として補助を行うものと考えています。

委員 では、その様な団体は、自立するまでの間に限って補助するということでは、ないのですね。

事務局 本来は、市が行うべきことを行っているから、自立するまでの間に限って補助するという観点は、ございません。団体育成型の補助金は、補助金の交付期間は、原則自立するまでの間となります。

委員 団体育成型の補助金は、少ないと思いますが。

事務局 少ないと思います。

委員 ほとんどが施策補完型になると思います。市の施策を補完してもらうために団体に存続してもらうことになりますね。

事務局 市が直接事業を実施しても費用は、発生します。それを団体に代わって実施していただいているわけですので、そこに補助金を交付しても問題は、ないと考えております。

委員 この報告書の中で、文章でそれを認めることとしますか。

委員 現状としてその様な補助金は、ありますよね。

事務局 はい。先程から例として出てきております、PTA、防犯組合、町内会などが該当していると考えております。

委員 観光案内所も該当しますね。

委員長 市の施策補完型の補助金の交付を受けている団体は、行っている事業内容を具体的に示さなければいけないと思います。行っている事業が本当に市の施策を補完しているのかをはっきりと示さなければ、補助金を受ける根拠がなくなってしまいます。

委員長 様々な意見が出ましたが、団体補助自体が不適正なものではないので、4の事業補助の徹底の部分から「団体補助を止め、」という表現を削除し、「事業費補助を中心にすべきである。」とします。

委員 「団体補助を止め、」という表現を「団体補助を減額するように」という表現では、いかがですか。団体があるから補助金を交付するというのは、本末転倒です。「団体補助を止め、」という表現を削除してしまうのは、いかがなものでしょうか。

委員 団体に対する補助は、現実的にあるのですから、すべて認めないような表現は、良くないと思います。

委員 「団体補助から事業補助に切り替えるべきである。」という表現では、いかがですか。

委員 団体の運営費には、補助しないということですか。

委員 団体には活動費が必要です。事業を行うための活動費であるならば、それを事業費

としてもよいと思います。

委員 活動費とは、具体的にどの様な経費になるのですか。交通費ですとか食糧費ですとか、事務所の借りに係る経費や事務経費が該当するのですか。

委員長 その様な経費が該当すると思います。

委員 事業を行うための活動であればいいのですが、団体が存続するための経費に対して補助することは、適切ではないと思います。

委員 団体が存続している目的があるはずで。

委員長 文化財を保存するための補助金がありました。例えば神楽を保存するために補助金を交付しています。しかし一方で神楽は、一種のお祭りです。お祭りそのものを補助しているのではなく、神楽を継承していく活動に対して補助しているのであって、そこは、切り分けて考えなくては、いけないと思います。

委員 本来の目的を達成するための手段と考えればよいと思います。神楽を継承するために祭りをを行う団体が必要なのです。祭りは、手段であって、神楽を継承していく団体を継承していくことが目的だと思います。目的達成のためには、団体の活動費が必要になります。目的と手段は、連携していると思います。最終的な目的に公益性が認められるので、自主財源で不足する部分に補助金を交付しているものであると思います。

委員 団体の運営費を補助対象とするのは、疑問があります。

委員長 文化財の補助金は、お祭りを支援しているのではなく、伝統文化の継承に対して補助しています。この場合は、神楽を行うことが出来る団体を存続させることが目的ですので、団体の運営に関する経費を補助しても不適切ではないと思います。ただし、お祭り自体の補助とならないように経費の区分は、しっかりとすべきだと思います。また、補助を受ける団体も軽費の区分は、明確にしておくべきだと思います。

委員 わかりました。

委員長 それでは、「団体補助から事業補助に切り替えるべきである」という表現に変更します。その他に何かありますか。

委員 9ページの7スクリーン制度の継続・強化のところですが、「スクリーン制度」とは、どの様な意味ですか。

委員長 終期の設定をしないで補助金の交付を開始すると社会情勢の変化等によって補助金交付の目的及び効果がなくなっているにもかかわらず、見直しを行うことなく補助金が交付され続けることが見受けられます。これを防止するために、補助金交付要綱に終期を明記して、終期が来たときは、補助効果等を改めて検証し、必要であれば見直しをするということです。終期に必ず補助金を廃止しなさいということでは、ありません。定期的に補助制度の見直しを促すものです。

委員 具体的なスクリーン制度というのは、どの様なものですか。

委員長 終期情報を要綱に明記することです。

委員 この委員会の成果である評価結果が、どの様な位置付けにあるのかわかりませんが市は、評価結果を検討し補助制度に反映させなければならぬという様な表現をどこかに記載したいと思います。例えば、前回の補助金等評価委員会の意見に補助金の評価は、10年周期ではなく、もっと短い周期で行うべきとの意見がありました。その結果、今回は、5年後の今、行われています。これは、前回の補助金等評価委員会の成果であると思います。今回の評価結果に、どれだけの拘束力があるのかわかりませんが、この評価結果に対して担当課は、どの様に対応するのか計画を作成し、そして、その結果を公表してもらいたいと思います。その様なことを表現できないのでしょうか。5年前の評価結果が補助制度にあまり反映されていないと感じます。評価結果が補助制度に反映されなければ、この委員会での議論が意味のないものになってしまいます。

委員長 補助制度の見直し状況の検証は、5年後に設置されるであろう補助金等評価委員会においてされるものであると思います。

委員 担当課は、この評価結果をどの様に利用するのでしょうか。

委員長 担当課は、予算編成の際に利用すると思います。そういう想定でしたので、9ページの7の(3)のところに財政課を関与させる表現を入れてあります。

委員 担当課がこの評価書を受けてどの様に対応するのか。どの様な結果を導き出すのか。そしてそれをどの様に公表するのか。そのことを、この評価書に書きたいと思っているのですが。

委員 事務局としての考えはどうでしょうか。委員会としては、評価をすることはできませんが、その利用については、市の考え次第ですね。ただし、市に対して要望をする

ことはできると思います。

委員 前は、PDCAを回して、Cを重要視してPに反映させるべきとの意見が出ています。しかし、私は、Pに反映されていないと感じています。

委員 より実効性のある評価書にするには、どの様にすべきなのか。

委員 そこを考えなければいけないと思います。前回と同じでは、評価が反映されないで終わってしまいます。

委員長 市として評価をしているのですか。

事務局 予算の要求時に財政課と行政管理課で担当課にヒアリングを行い、補助金の見直し状況をチェックしておりますが、平成20年度の補助金等評価委員会の評価結果を受けて毎年度、担当課に対して見直し状況の調査は、行っておりません。

委員長 事業を実施している担当課として自ら評価を行っていないのですか。例えば評価シートのようなものを使って行っていないのですか。

事務局 今回、委員の皆様は補助金の評価シートをお配りして、評価を行っていただきました。これにつきましては、毎年度、予算要求時に担当課に作成をしてもらっています。

委員長 一応、毎年度作成して評価をしていることになっているようですね。毎年度、担当課の評価結果を予算に反映させようということになっているようです。

委員 しかし、前年度と同様になってしまう補助金が多くあるように感じます。廃止という評価結果であっても何年たっても廃止されない補助金があるのはなぜなのでしょう。

事務局 委員会の意見を踏まえて見直しを行ったものは、少ない状況です。

委員 評価結果を実現するためには、どうすればよいのか。検討が必要ではないでしょうか。

委員長 評価結果が廃止となっているにもかかわらず予算を計上するには、それなりの理由が必要になってくるのではないのでしょうか。

委員 存続になった補助金等を公表してほしいと思います。

委員長 公表は、なかなか難しいかもしれません。

委員 何年か後に、再度補助金等評価委員会を設置して評価を行う時に見直しが行われていない場合は、今回と同じことを行うこととなり、無駄になってしまいます。

委員 今回の評価結果をどの様に活用するのか。それが大事であって、ただ評価結果を公表しただけでは意味がありません。また、なぜ、評価結果を反映できなかったのか、そこを明らかにしないと解決しないと思います。

事務局 事務局としましては、委員会から評価結果を報告書の提出を受けまして、行政改革推進本部に評価結果を報告する予定であります。行政改革推進本部は、行政改革に関する市の内部組織でございます。市長が本部長となっております。推進本部の構成員は、副市長及び各部長となっております。各部内で、この評価報告書に基づき補助金等の見直しを進めていただくよう要請する予定であります。年度内には、推進本部会議を開催する予定であります。

委員 推進本部に要請することを、この報告書に記載できませんか。

事務局 この報告書は、あくまでも補助金等評価委員会の評価結果でございますので、市の今後の活動方針的なものを記載するのは、難しいかと思えます。

委員長 難しいと思えます。補助金等を執行するには、議会での予算の承認が必要です。最後の決断は、政治であると思えます。

委員 行政改革大綱に入れられませんか。出来るだけ補助金等評価委員会の評価を尊重して、補助金の見直しを行うよう努める旨を記載してよいのではないのでしょうか。

事務局 行政改革大綱を実施するために行政改革実施計画を定めております。現在、第4次印西市行政改革実施計画の計画期間中でございます。この中で改革項目「自主財源の確保」において「補助金等の整理合理化」実施項目とされております。この実施計画の中であれば進行管理等として記載することは、可能かと思えますが、行政改革大綱に記載することは、難しいと思えます。

委員 出来るだけ、評価結果を尊重するという姿勢を担当課で持っていただかないと、この評価結果は、意味のないものとなってしまいます。補助金の見直しが進まない理由の1つに団体とのつながりがあると思えます。団体に対しても委員会の意見があるので見直しが必要であることを理解してもらわなければならないと思えます。事務局で

ある行政管理課も担当課に十分理解してもらい進めていただきたいと思います。

事務局 行政管理課としては、補助金の見直しが進むように努めてまいりたいと考えております。

委員 市長が、この委員会からの評価結果報告書を受けてどの様に職員に対して指導していくかが大事なのだらうと思います。市長がリーダーシップをとれば、評価結果報告書の内容は、尊重されて補助金等の見直しが進むと思います。ただ評価結果報告書を受け取るだけであれば、補助金の見直しは進まないと思います。また、情報公開も重要であると思います。見直しが進まないことは、市にとって財政的な損害であると思います。

委員長 各委員からたくさんの意見が出ましたので、1ページの「はじめに」の部分に文章を加えたいと思います。下から2行目に「最後に」とありますがその前に「今後の補助金等の交付の在り方については、執行部においてこの評価結果報告書を十分尊重すべきである。」という1文を加えたいと思いますが、何かご意見ございますか。

委員 確認させてください。行政改革大綱には、進行管理的なものですとか、補助金の見直しの状況の把握について記載することは、難しいとのことでしたが、実施計画には、記載することは、出来ますか。

事務局 行政改革大綱も行政改革実施計画も既に完成しているものですので、今から改正することはできません。次期計画である、第5次印西市行政改革実施計画に盛り込むことは、可能です。

委員 実施計画は、毎年度作成するのですか。

事務局 行政改革大綱と同じです。毎年度作成するものでは、ございません。

委員 9ページの7の(3)のところに補助金の見直し状況についてどこが管理していくのか明確に規定するべきでないでしょうか。

委員長 この評価結果報告書は、実施計画ではありません。毎年度行うべき補助金の見直し状況について規定するのは、難しいのではないのでしょうか。この評価結果報告書では、自己評価だけをするのではなく、第三者的課を含めて評価を行うよう求めています。

委員 行政評価の担当課は、何課ですか。

事務局 事務事業の行政評価は、企画政策課で担当しております。

委員 であるならば、第三者的課は、財政課ではなく企画政策課がよいのではないですか。財政課は、予算の査定を行う課です。事務事業の評価を行っている企画政策課のほうがふさわしいと思います。補助金等も行政評価の中でチェックした方がよいと思います。行政評価に基づいて財政課は、予算の査定をするのではないですか。

事務局 そうです。

委員長 では、企画政策課に改めたいと思います。

委員長 他に何かありますか。

委員長 ないようですので、9ページまでは、以上とします。次に13ページ以降の個々の補助金等の評価結果について、何かありましたらお願いします。

委員 51ページをお願いします。青年館の修繕に関する補助金ですが、少数意見ですが「継続すべきであるとの意見があった。」とありその後に「しかしながら」と記載されています。つながりが適切でないのではないのでしょうか。「しかしながら」以降は、理由欄に記載すべきではないのでしょうか。

委員長 記載方法について検討します。

委員 143ページをお願いします。理由のところですが、障害という言葉ですが「障害」と「障がい」のひらがなと漢字が混在しています。何か理由があるのですか。

事務局 最近は、「害」という文字は、あまり使用しておりません。

委員 であれば、統一すべきではありませんか。混在しているのは、おかしいと思いません。

事務局 わかりました。

委員 175ページをお願いします。「多胎児妊娠の以上の」の「以上の」では、意味がわかりません。

事務局 「以上」ではなく「異常」です。申し訳ありません

委員 193ページをお願いします。少数意見に「アダプト活動」という表現がありますが、私には意味がわかりません。アダプト活動の意味するところを記載した方がよいと思います。

事務局 アダプト活動の意味するところを調べまして、アダプト活動の次にカッコ書きで表示したいと思います。

委員長 お願いします。他に何かありますか。

委員 88ページをお願いします。現状を維持する理由のようですが、国は、減反政策を止める方向なのではないですか。この理由には、国からの補助金があるため、現状を維持せざるを得ないとなっています。矛盾しているように感じます。

委員長 国の補助金は、名称を変えながら継続しているものが多くあります。減反政策もまだ、はっきりと決定したものではないので、今の状況では、このままの表現でよいのではないのでしょうか。

委員長 他に何かありますか。

委員 行政評価は、どの様なタイミングで、どの様に行っているのですか。

事務局 市の実施計画に定められた事業がございまして、毎年度その事業につきまして、進捗状況等につきまして、自己評価を行っております。担当は、企画政策課となります。

委員 毎年度、何月頃に行うのですか。

事務局 決算の時に行います。ですので9月に行います。

委員 自己評価なのですか。

事務局 基本的には、自己評価となります。担当課で自己評価を行います。

委員 担当課で自己評価を行い、それを集約したり、どこかに報告なりを行っているのですか。

事務局 最終的には、議会に報告しております。

委員 補助事業の中には、評価対象となっているものもあると思います。行政評価の対象事業は、約200あると思います。

委員 評価の方法は、評価表などがあって統一的に行っているのですか。

事務局 そうです。

委員 担当課が自己評価したものを集めて、決算書と一緒に議会に報告しているのですか。

委員 ホームページにも掲載していますか。

事務局 はい。

委員 補助金の交付事業についても評価をしていけば、市民である私たちでもホームページで確認することは、出来ます。

事務局 総合計画審議会という附属機関があるのですが、そこにも報告しているようです。

委員 補助金を評価するように出来ませんか。

委員 この委員会が解散したら、今後の評価や進行管理を行うには、評価結果報告書を尊重していただきながら行政評価という制度で行うしか方法は、ありませんよね。

委員 行政評価の活用について、この評価結果報告書に記載することは、可能ですか。

事務局 委員長と事務局で打ち合わせをさせていただきたいと思います。

委員 要望があったという表現でもよいので、検討してください。

事務局 わかりました。最終的にこの評価結果報告書が補助金等に反映させられるかどうかは、市長の方針であると思います。補助事業に関する予算計上を認めるのかは、最終的には、市長の判断です。また、補助金等交付要綱には、予算の範囲内で交付することが出来ると規定されております。したがって、予算がなければ限度額ですとか補助率のとおり補助金が交付されません。財政事情による歯止めもございませぬ。実際に予算をカットされている補助金もございませぬ。

委員 ということで、この評価結果報告書は、財政課が利用するのですか。

委員 財政課が熟読すると思います。

委員長 財政課としては、結論よりも理屈の部分が大事だと思います。

委員 やみくもに予算を削減できませんので、この評価結果報告書を利用すると思います。

事務局 補助金の見直しを行うことにより、市の自主財源の確保を考えているのは、財政課と行政管理課だけではないでしょうか。他の課は、基本的に予算の確保、維持を考えていると思います。

委員 評価結果報告書が財政課の予算の査定だけに使用されるのは、本来の姿ではないと思います。行政評価の中でしっかりと評価を行い、その結果として予算の査定があるべきだと思います。

委員 市長にしっかりとした方針をだしてほしいと思います。

委員長 他に何かありますか。

委員 36ページをお願いします。行政協力補助金ですが、不正にこの補助金を受給していた町内会がありました。この補助金の交付額の基礎となる世帯数を正確に確認する方法が確立されていません。ぜひ、対策を講じてください。次に、印西市議会の政務活動費ですが、前回の委員会の際は、評価の対象とされていませんでした。今回は、評価対象となりましたが、報告書の内容に差があります。詳細に記載されているものと、そうでないものとに大きな差があります。特に視察研修に関しては、その目的さえ記載されていない会派もありました。報告書の内容の統一が必要なのではないのでしょうか。

委員長 他に何かご意見等ございますか。

委員 私の意見ですが、補助金に関して不正がありました。これは、団体の会長等の役員を長期間1人の方が行っているからではないのでしょうか。この評価報告書の中で市の職員に対し、被補助団体の役員に就かないよう求めています。市の職員が被補助団体の役員に就いてはいけないということではなく、市の職員は、積極的に団体の役員になり、地域のコミュニティ活動等の中心的な存在として活動してほしいと思います。これでは、地域の活動の活性化を妨げてしまうと思います。

委員長 団体には自主性がありますので、会長は、何年までとか、規制をかけることは、出

来ないと思います。各団体の事情もありますので、外部から意見することではないと思います。

委員 20年以上も同一人物が町内会長を行なっているところもあります。町内会の私物化が進み、不正が発生しやすくなるのではないのでしょうか。

委員長 町内会長をやっただけの方がいない地区も多くあると思います。その様なところは、1人で長期間町内会長を行うことになってしまいます。地区や団体の事情がありますので、被補助団体の役員任期についての規制を委員会の意見とすることは、難しいと思います。また、評価報告書に被補助団体の役員に議会議員が就かないようにすべき旨の記載があるので、議会議員としては断る理由になるのではないのでしょうか。はじめから、町内会長には就かないという意識を持っている市議会議員もいます。

委員 補助金を交付する立場と受け取る立場の両方になることは、絶対に避けるべきだと思います。不正を招くこととなると思います。これについては、委員会の意見としてはっきりと記載しておくべきです。

委員 現実には、コミュニティ活動の担い手がない中で、議会議員や市の職員が町内会長をやらざるを得ない地域もあると思います。また、それを期待している地域もあると思います。議会議員や市の職員が町内会長になれないようにしてしまうことには、疑問が残ります。

委員長 市の職員には、職務専念義務があります。それが前提となります。その上で地域の活動をして行くものと思います。役員にならなくとも地域の活動は、出来ると思います。

委員 町内会長になっている市の職員もいますし、青少年相談員は、市の職員が多くいます。補助金を交付する立場と受け取る立場の両方になっている事例が多くあるので、現実と評価報告書の内容に、かい離が生じているのでは、ないのでしょうか。やはり、長期間同じ人物が補助金の被交付団体の役員になっていることが問題だと思います。何か対策を講じられないものかと思います。

事務局 市の職員の中には、地元の町内会長になっているものもおります。ここで確認をしたいのですが、この評価結果報告書で補助金を交付する立場と受け取る立場の両方にならないことを求めています。この意味は、例えば町内会に補助金を交付する担当課の職員が町内会長に就かないように求めているものと考えております。したがって、町内会の担当課以外の職員が町内会長に就くことをまでを禁止しているものではないものと解釈しております。すべての職員が、すべての補助金の被交付団体

の役員になることが出来なくなるものでは、ございません。

委員長 防災課の職員が自主防災組織の代表になるようなことがないように求めているのですね。

事務局 そうです。

委員 長期間同一人物が町内会長をやらなければならない状況で、町内会長の担い手がないといことが問題ですね。

委員長 地域でも市議員や市の職員に役員をお願いすることが多くなっているのではないのでしょうか。市議会議員と市の職員は、被補助団体であることを意識して、安易に役員を引き受けるべきではないと思います。

委員 町内会の中には、町内会長をくじで決めているところもあります。毎年会長が変更になる町内会もあれば、何十年も町内会長が変わらない町内会もあります。

委員 団体の事情もあるとは思いますが、会長等の役員が交代すれば、財務状況等の団体の運営内容が前任者から後任者に引継がれます。そうすれば不正が発生しにくいと考えられます。たしかに、長期間同一人物が会長などの役員を行っている状況は、好ましい状況とはいえません。

委員 町内会等に交付している行政協力補助金の不正問題ですが補助金交付の基礎となる町内会への加入世帯数の把握を正確に出来ないものでしょうか。

事務局 行政協力補助金の交付要綱には、毎年度4月1日現在の加入世帯数をもって交付申請をすることとされております。

委員 その確認方法は、ありますか。

事務局 現在は、町内会からの申請を信用して事務を行っている状況です。

委員 不適正な補助金の交付申請書を受理して、かつ、それに基づいて補助金を交付してしまったことは、問題があります。なにか対策を講じる必要があります。

委員長 世帯数を基礎として補助額を決定するのであれば、どこの町内会も会費を集めています。その会費を支払った世帯数を基礎数値としてもいいと思います。私も何らかの対策は、必要であると思います。

事務局 行政協力補助金の申請の際には、4月1日現在の加入世帯の名簿を添付することとなっております。

委員 その名簿をチェックできる体制や仕組みを構築しなければいけないと思います。

事務局 現在、担当課で検討をしております。

委員 住民基本台帳を利用してチェックできないのですか。

事務局 住民基本台帳に登載されているかのチェックは、出来ますが、町内会への加入についての情報は、住民基本台帳には、ございません。したがって、住民基本台帳によるチェックは、出来ない状況でございます。

委員長 会費を納入した世帯を加入者と考えてその世帯数を補助金交付の基礎数値としてはどうでしょうか。

委員 千葉ニュータウン地区は、会費納入世帯イコール町内会の加入世帯とはならない場合があります。町内会等によって会員の定義が違ってきます。担当課は、必ず規約を提出させて会員の要件を確認すべきだと思います。

委員 行政協力補助金の交付を受けるのは、印西市町内会自治会連合会です。この連合会が各町内会及び自治会から世帯名簿を集めて市に申請しています。連合会の役割や存在意義についても検討すべきだと思います。

委員長 他に何かありますか。ありませんか。それでは、以上で終了します。なお、補助金等の評価結果報告書の細部につきましては、私と事務局で調整させていただきたいと思います。

委員 9ページの4「事業補助の徹底」部分ですが、まず、タイトルを「事業補助の徹底」から「団体補助から事業補助への移行」としてはいかがでしょうか。次に本文ですが、この表現では、団体補助と事業補助が相反するものとされているように感じます。今回の議論の中で団体の運営に関する補助も認めることとされました。先程の案文では、「切り替える」という表現でしたが、やはり団体補助は認めないと誤解を招く恐れがあると思います。したがって、次のようにしてはいかがでしょうか。読んでみます。「補助金は、団体を存続させるためのものではなく、団体の活動を通じて、政策目標を達成するためのものである。したがって、団体の行う活動、事業が政策目的に沿ったものであるか精査し、補助を行うべきである。」という表現にしては、いかが

でしょうか。

委員長 他の委員の皆さん、いかがでしょうか。今の表現でよろしいですか。

(他の委員からの異議なし。)

委員長 それでは、9ページの4の表現を変更します。

委員 この後の日程は、どの様になるのですか。

委員長 補助金等の評価結果報告書につきましては、もう一度、私と事務局に精査しまして、私から市長に直接、渡したいと考えています。同時に事務局から委員の皆様へ確定した補助金等の評価結果報告書が送付されます。また、補助金等の評価結果報告書は、ホームページにも掲載されます。

事務局 会議録でございますが、半分程度しか調整できておりませんので、調整でき次第、署名をいただきたいと思います。

事務局 本日は、たくさんのご意見をいただきましたので、委員長と事務局で調整させていただき、評価結果報告書に反映させたいと思います。その後皆様に報告させていただきたいと思います。最後になりますが、本日で委員会は、15回目となります。委員の皆様には、お忙しいなか、また短い期間にもかかわらず、ご協力をいただきましてありがとうございました。補助金等評価委員会は、本日をもって終了となりますが、今後とも市の行財政運営、行財政改革に忌憚のないご意見をたまわりますようお願いいたします。ありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

平成25年12月24日に行われた第15回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 道

会議録署名委員 深堀 哲夫